

○警備業の認定等の事務取扱いの代行に関する訓令

(平成 18 年 3 月 29 日鳥取県警察本部訓令第 11 号)

改正 平成 24 年 7 月 5 日本部訓令第 22 号 平成 24 年 8 月 21 日本部訓令第 24 号
平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 13 号 平成 30 年 3 月 22 日本部訓令第 7 号
令和元年 6 月 25 日本部訓令第 3 号 令和元年 12 月 13 日本部訓令第 8 号
令和 2 年 3 月 18 日本部訓令第 6 号 令和 2 年 12 月 24 日本部訓令第 28 号
令和 3 年 9 月 28 日本部訓令第 14 号 令和 4 年 2 月 1 日本部訓令第 4 号
令和 4 年 12 月 6 日本部訓令第 19 号 令和 6 年 3 月 19 日本部訓令第 6 号

警備業の認定等の事務取扱いの代行に関する訓令を次のように定める。

鳥取県警察本部長 吉村 幸晴

警備業の認定等の事務取扱いの代行に関する訓令(昭和 58 年 4 月鳥取県警察本部訓令第 7 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この訓令は、鳥取県警察本部長専決規程(昭和 36 年鳥取県公安委員会訓令第 1 号。以下「専決規程」という。)に基づいて行う警備業の認定、承認、届出等の事務を生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)並びに警察署長(以下「署長」という。)及び幹部派出所長(以下「派出所長」という。)に代行させるために必要な事項を定めることを目的とする。

(専決事務の代行)

第 2 条 専決規程第 4 条の規定に基づき、生活安全企画課長又は署長若しくは派出所長に代行させる事務は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

- 2 生活安全企画課長又は署長若しくは派出所長は、代行事務の処理について、疑義のあるとき、又は自らの判断のみで処理することが適当でないとき、速やかに警察本部長(以下「本部長」という。)の指揮を受けるものとする。
- 3 生活安全企画課長は、自ら又は署長若しくは派出所長が代行した事務の実施結果を毎年ごとにとりまとめて、代行事務処理報告書(様式第 1 号)により本部長に報告しなければならない。

(申請書又は届出書の提出)

第 3 条 鳥取県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出する申請書又は届出書(以下「申請書等」という。)は、警備業法(昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。)、警備業法施行規則(昭和 58 年 1 月総理府令第 1 号。以下「規則」という。)、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和 58 年 1 月国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。)、警備員等の検定に関する規則(昭和 61 年 7 月国家公安委員会規則第 5 号。以下「検定規則」という。)及び機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則(昭和 58 年 1 月鳥取県公安委員会規則第 1

号。以下「即応体制基準規則」という。)に定めるところにより、1通を提出させるものとする。

- 2 申請又は届出した者が、申請又は届出を証する書面の交付を求めるときは、さらに、申請書等の副本1通を提出させるものとする。

(申請書等の受付及び受理)

第4条 署長又は派出所長は、申請書等の提出があったときは、別表第2申請事項等点検基準(以下「点検基準」という。)により記載内容及び添付書類について点検した上、適正である場合に受付又は受理し、副本1通を作成するものとする。

- 2 署長又は派出所長は、申請書等について不備又は資格要件を具備していないときは、その理由を説明して、申請書等を返戻するものとする。

(申請事項等の処理)

第5条 署長又は派出所長は、申請書等を受付又は受理したときは、別表第3申請事項等調査基準(以下「調査基準」という。)により調査し、生活安全企画課長の代行事務に係る申請書等については正本に副申を添えて、署長及び派出所長の代行事務に係る申請等については副本を、本部長に進達(報告)しなければならない。

- 2 生活安全企画課長又は署長若しくは派出所長は、申請又は届出事項の処理に当たっては、別表第4申請事項等処理要領(以下「処理要領」という。)により代行処理するものとする。
- 3 署長又は派出所長は、申請又は届出を証する書面の交付の要求を受けたときは、生活安全企画課長から申請又は届出の受理年月日及び受理番号を受け、提出を受けた申請書等の副本の所定欄にその旨記載するとともに右下部余白に警察署受付印(受理番号は除く。)及び取扱者印を押捺して、交付するものとする。
- 4 前項の場合において、検定規則第8条の各号のいずれにも該当しない場合は、受験票不交付通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(受理番号)

第6条 生活安全企画課長は、申請書等を受理し、又は署長若しくは派出所長から代行処理に係る申請書等の副本の送付を受けたときは、別表第5受理番号付し方要領により受理番号を付すものとする。

(資格者証等の作成)

第7条 生活安全企画課長は、資格者証(適格者を含む。)、承認書、成績証明書、合格証明書及び通知書(以下「資格者証等」という。)を作成するときは、別表第6資格者証等作成要領により作成するものとする。

(資格者証等の送付)

第8条 生活安全企画課長は、資格者証等を署長に送付するときは、資格者証等送付書(様式第3号)により送付するものとする。

- 2 署長は、受領者から受領書(様式第4号)を徴しておかなければならない。

(認定及び更新の通知)

第9条 生活安全企画課長は、法第5条第2項及び規則第9条に基づく認定及び更新の通知は、署長を経由して認定、更新通知書(様式第5号)を交付して行うものとする。

2 生活安全企画課長は、認定、更新通知書(様式第5号)を署長に送付するときは、資格者証等送付書(様式第3号)により送付するものとする。

3 署長は、生活安全企画課長から認定、更新通知書(様式第5号)の送付を受けたときは、速やかに申請者にその旨を口頭又は書面にて通知するものとする。

(不認定、不更新及び検定合格取消しの通知)

第10条 生活安全企画課長は、法第5条第3項及び第7条第3項に基づく不認定及び不更新の通知は、不認定、不更新通知書(様式第6号)を交付して行うものとする。

2 生活安全企画課長は、法第23条第5項に基づく検定合格証明書の返納命令を行う場合は、合格証明書返納命令書(様式第7号)を交付して行うものとする。

(適格者の認定)

第11条 法第22条第2項第2号に基づく警備員指導教育責任者(以下「教育責任者」という。)に係る適格者及び法第42条第2項第2号に基づく機械警備業務管理者(以下「業務管理者」という。)に係る適格者の認定申請は、教育責任者、業務管理者に係る適格者の認定申請書(様式第8号)によって行うものとする。

2 生活安全企画課長は、教育責任者及び管理責任者に係る適格者の認定は、教育責任者、業務管理者に係る適格者の認定証(様式第9号)を交付して行うものとする。

(兼任の教育責任者の承認)

第12条 警備業者が行う規則第39条第3項に基づく教育責任者の兼任の承認申請は、兼任承認申請書(様式第10号)によって行うものとする。

2 生活安全企画課長は、教育責任者の兼任の承認、不承認及び取消しは、兼任承認書(様式第11号)及び兼任不承認・取消し通知書(様式第12号)を交付して行うものとする。

(確認措置の認定)

第13条 即応体制基準規則第2条ただし書に基づく即応体制の確認措置の認定申請は、確認措置認定申請書(様式第13号)によって行うものとする。

2 生活安全企画課長は、確認措置の認定、不認定及び認定取消しは、確認措置認定、不認定、認定取消し通知書(様式第14号)を交付して行うものとする。

(講習会開催の公示)

第14条 生活安全企画課長は、講習規則第2条に基づく指導教育責任者講習及び同規則第13条に基づく機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を必要に応じて開催するものとし、その旨を鳥取県公報に登載して公示するとともに開催日時、場所等必要な事項を署長に通知しなければならない。

2 生活安全企画課長は、必要に応じて他の都道府県公安委員会(以下「他の公安委員会」という。)と共同して講習を実施することができるものとする。

(受講申込みの取扱い)

第 15 条 署長又は派出所長は、受付けた講習規則第 4 条に定める受講申込書を速やかに、生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 署長又は派出所長は、前条の通知に基づく開催日時、場所等を記載した通知書(様式第 15 号)を、受講申込者に交付して通知するものとする。

(講習担当者の選任)

第 16 条 生活安全企画課長は、講習の円滑かつ効果的な運用を図るため、生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)において警備業を担当する警部又は警部相当職を講習担当者に選任するものとする。

(講習講師の指定)

第 17 条 生活安全企画課長は、講習の講師として十分な知識及び能力を有すると認められる者を警備業務の区分ごとに講習講師に指定し、警察職員を指定した場合は講習講師指定書(様式第 16 号)を、警察職員以外の者を指定した場合は講習講師指定書(様式第 17 号)を交付するものとする。

(講習の修了考査)

第 18 条 生活安全企画課長は、あらかじめ作成した考査問題により講習の修了考査を行うものとする。

2 生活安全企画課長は、修了考査に際し不正手段により修了考査を受け又は受けようとする者を発見したときは、考査中の場合は受験を中止させ、その状況を本部長に報告しなければならない。

3 生活安全企画課長は、修了考査の成績に基づいて合格者を決定するものとする。

(検定の公示)

第 19 条 第 14 条の規定は、検定の実施について準用する。この場合において、第 14 条中「講習規則第 2 条に基づく指導教育責任者講習及び同規則第 13 条に基づく機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)」とあるのは、「検定規則第 4 条に基づく検定(以下「検定」という。)」と読み替えるものとする。

(検定申込みの取扱い)

第 20 条 署長又は派出所長は、受け付けた検定申請書を速やかに、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(検定担当者の選任)

第 21 条 生活安全企画課長は、検定の円滑かつ効果的な運用を図るため、生活安全企画課において警備業を担当する警部又は警部相当職を検定担当者に選任するものとする。

(検定実技試験員の指定)

第 22 条 生活安全企画課長は、検定の実技試験員として十分な知識及び能力を有すると認められる者を検定の区分ごとに検定実技試験員に指定し、警察職員を指定した場合

は検定実技試験員指定書(様式第 18 号)を、警察職員以外の者を指定した場合は検定実技試験員指定書(様式第 19 号)を交付するものとする。

(検定)

第 23 条 生活安全企画課長は、あらかじめ作成した学科試験及び実技試験問題により検定を行うものとする。

2 生活安全企画課長は、検定に際し不正手段により試験を受け又は受けようとする者を発見したときは、試験中の場合は受験を中止させ、その状況を本部長に報告しなければならない。

3 生活安全企画課長は、学科試験及び実技試験の成績に基づいて合格者を決定するものとする。

4 生活安全企画課長は、合格点に達しなかった者に対し成績証明書不交付通知書(様式第 20 号)を交付するものとする。

5 生活安全企画課長は、法第 23 条第 5 項に該当する者に対し合格証明書不交付通知書(様式第 21 号)を交付するものとする。

6 生活安全企画課長は、必要に応じて他の公安委員会と共同して検定を実施することができるものとする。

(台帳の備付け)

第 24 条 生活安全企画課長又は署長は、次に掲げる台帳を備え付け、認定及び更新の通知並びに資格者証等の交付、書換え、再交付並びに申請書等の受付及び受理若しくは資格者証等の返納等の移動が生じた都度、所要事項を記載して整理しなければならない。この場合において、派出所長は担当区域内に居住する者の台帳を備え付けるものとする。

(1) 生活安全企画課長

ア 警備業認定届出台帳 (様式第 22 号)

イ 教育責任者業務管理者資格者(適任者)証交付台帳 (様式第 23 号)

ウ 兼任承認書交付台帳 (様式第 24 号)

エ 確認措置認定書交付台帳 (様式第 25 号)

オ 教育責任者業務管理者講習修了証明書交付台帳 (様式第 26 号)

カ 成績証明書交付台帳 (様式第 27 号)

キ 警備業者台帳 (様式第 28 号)

ク 警備員指導教育責任者機械警備業務管理者資格者(適格者)台帳 (様式第 29 号)

ケ 受理番号簿 (様式第 30 号)

コ 検定合格者台帳 (様式第 31 号)

サ 講習講師指定台帳 (様式第 32 号)

シ 検定実技試験員指定台帳 (様式第 33 号)

ス 身分証明書交付台帳 (様式第 34 号)

(2) 署長及び派出所長

ア 警備業者台帳 (様式第 28 号)

イ 警備員指導教育責任者機械警備業務管理者資格者 (適格者) 台帳 (様式第 29 号)

ウ 検定合格者台帳 (様式第 31 号)

2 生活安全企画課長又は署長は、この訓令により処理した申請書等は、警備業者に係るものについてはそれぞれの警備業者ごとに、検定合格者に係るものについてはそれぞれの業種ごとに、教育責任者資格者 (適格者) 及び業務管理者資格者 (適格者) に係るものについては区分のうえ、受付及び受理した順序により編てつして保存しなければならない。

(手数料の取扱い)

第 25 条 鳥取県手数料条例 (平成 12 年鳥取県条例第 38 号。以下「条例」という。) 第 2 条 50 号、52 号、54 号、55 号、56 号、57 号、58 号、58 号の 2、58 号の 3、58 号の 4、58 号の 5、58 号の 6、59 号及び 60 号に定める手数料は、それぞれの区分に相当する額を警備業関係手数料納付書 (様式第 35 号) により納付させ、又は納付したことを明らかにさせるものとする。

(資格者証等の交付)

第 26 条 署長は、生活安全企画課長から資格者証等の送付を受けたときには、速やかに交付するとともに受領者から受領書 (様式第 4 号) を徴するものとする。

(死亡等の届出の受理及び処理)

第 27 条 署長又は派出所長は、死亡等届出書 (様式第 36 号) により法第 12 条の規定に基づく届出を受理したときは、当該届出書を生活安全企画課長に送付するものとする。

(他の公安委員会に対する通報)

第 28 条 生活安全企画課長は、次に掲げる場合は、当該他の公安委員会にその旨を通報するものとする。ただし、第 3 号に当たる場合は、施行規則第 4 条に定める書類の写しを送付するものとする。

(1) 主たる営業所を有する警備業者から認定の更新申請を受け、又は認定が取り消され、若しくは認定の有効期間が満了し、若しくは警備業を廃止したことにより失効した場合、当該認定が他の公安委員会の通知に係るものであるとき

(2) 教育責任者又は管理責任者の資格者証の返納を命じ又は失効した場合、当該資格者証が他の公安委員会の交付に係るものであるとき

(3) 主たる営業所を有する警備業者が、他の都道府県の区域内に主たる営業所を移転したとき

(各署長に対する通報)

第 29 条 生活安全企画課長は、承認、更新、届出等を受けたときは、当該署長に対して必要事項を通報するものとする。

(立入職員の指定等)

第 30 条 生活安全企画課長及び署長は、法第 47 条に規定する立入検査を行う警察職員(以下「立入職員」という。)を指定するものとする。この場合において、署長は立入職員を指定したときは、生活安全企画課長に報告するものとする。

2 生活安全企画課長は、立入職員として指定したとき、又は前項の報告を受けたときは、規則第 70 条に規定する身分証明書を交付するものとする。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 29 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 5 日本部訓令第 22 号)

この訓令は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 8 月 21 日本部訓令第 24 号)

この訓令は、平成 24 年 8 月 21 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 25 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 13 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 18 日本部訓令第 6 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 24 日本部訓令第 28 号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和 2 年 12 月 24 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の改正前の規定に基づいて作成した様式は、この訓令の改正後の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則(令和3年9月28日本部訓令第14号)

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年2月1日本部訓令第4号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた18歳未満の者は、第1条の規定による改正後の生活安全関係営業許可等の事務取扱の代行に関する訓令別表第2の1、2及び3並びに別表第6の3、第2条の規定による改正後の警備業の認定等の事務取扱の代行に関する訓令別表第2の2並びに第3条の規定による改正後の探偵業の届出等の事務取扱の代行に関する訓令別表第2の規定の適用については、これらの規定に規定する未成年者には含まれないものとする。

附 則(令和4年12月6日本部訓令第19号)

この訓令は、令和4年12月6日から施行する。

附 則(令和6年3月19日本部訓令第6号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

生活安全企画課長又は警察署長若しくは幹部派出所長に代行させる事務

代行させる者	代行させる事務の内容
生活安全企画課長	1 法第5条及び第7条並びに規則第9条の規定による申請の受理並びに認定及び更新並びに認定及び更新の通知 2 法第9条の規定による営業所の設置及び警備業務の開始等の届出の受理 3 法第16条第2項の規定による服装の届出の受理 4 法第17条第2項の規定による護身用具の届出の受理 5 法第22条第2項及び第42条第2項の規定による教育責任者資格者証(教育責任者に係る適格者の認定証)及び業務管理者資格者証(業務管理者に係る適格者の認定証)(以下「資格者証」という。)の交付申請の受理、認定、再交付、書

	<p>換え及び資格者証の交付</p> <p>6 講習規則第2条、第5条、第7条、第11条及び第12条の規定による講習の開催並びに講習修了証明書の交付、書換え及び再交付</p> <p>7 講習の講師の指定及び指定書の作成交付</p> <p>8 規則第39条第2項及び第3項の規定による教育責任者の兼任承認申請の受理、承認及び承認書の交付</p> <p>9 法第40条の規定による機械警備業務の届出の受理</p> <p>10 検定規則第4条及び第9条に規定する検定の実施及び検定申請の受理</p> <p>11 検定規則第8条及び第10条に規定する受験票不交付通知書及び受験票の作成並びに交付</p> <p>12 検定実技試験員の指定並びに指定書の作成及び交付</p> <p>13 検定規則第11条及び第12条に規定する成績証明書の作成及び交付並びに書換え及び再交付申請の受理</p> <p>14 検定規則第14条及び第15条に規定する合格証明書の交付申請、書換及び再交付申請の受理並びに合格証明書の作成及び交付</p> <p>15 検定規則第8条、第10条及び第11条の規定に基づく受験票不交付通知書、合格証明書不交付通知書及び検定合格取消通知書の作成並びに交付</p> <p>16 即応体制基準規則第2条ただし書の規定による措置確認の申請の受理及び認定並びに通知書の交付</p> <p>17 法第49条第2項の規定による営業の廃止(法第50条第1項に定めるものを除く。)</p> <p>18 申請又は届出事項(署長に代行させる事項を除く。)の変更に係る届出の受理</p> <p>19 法第47条に係る身分証明書の作成及び交付</p> <p>20 航空法(昭和27年法律第231号)の規定による協議</p>
警察署長	<p>1 資格者証、兼任承認書、検定合格証、確認措置認定書等の返納の受理及び廃棄</p> <p>2 法第12条の規定による死亡等の届出の受理</p> <p>3 法第46条の規定による業務の報告及び資料の提出要求</p> <p>4 法第47条の規定による立入検査員の指定及び立入検査</p> <p>5 法第48条の規定による業務の適正措置の指示</p>
幹部派出所長	<p>1 資格者証、兼任承認書、検定合格証、確認措置認定書等の返納の受理及び廃棄</p> <p>2 法第12条の規定による死亡等の届出の受理</p> <p>3 法第46条の規定による業務の報告及び資料の提出要求</p> <p>4 法第47条の規定による立入検査</p>

別表第2(第4条関係)

申請事項等点検基準

- 1 申請書等及び添付書類は、所定の様式のものに申請者、届出者及び申込者(以下「申請者等」という。)が作成したものであるか点検し、申請者等が申請又は届出を証する書面の交付を求めるときは、副本1通があるか点検すること。
 なお、代書等の場合は、その内容が申請者等の意志と相違ないか確認すること。
- 2 申請書等について、次の記載事項及び添付書類を具備したものであるか点検すること。

種別	記載事項等の点検基準	添付書類
第1 認定申請書(規則第3条第1項)	<ol style="list-style-type: none"> 1 主たる営業所が、管轄区域内に所在するか。 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 であるか。 3 不要文字は、明確に横線で消されているか。 4 申請書等の記載事項と添付書類は合致するか。 5 申請年月日 6 申請者の住所及び氏名(法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名) 7 申請者に係る氏名(法人にあつては名称) 8 主たる営業所及びその他の営業所ごとに、その名称所在地並びに営業所ごと取り扱う警備業務の区分ごとに選任する教育責任者の住所及び氏名 9 営業者の氏名及び住所(法人にあつてはその役員及び氏名及び住所) 10 手数料に相当する額が納付されているか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人 <ol style="list-style-type: none"> (1) 履歴書及び住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。以下この表において同じ。) (2) 法第3条第1号から第8号まで及び第11号に掲げる人的資格不該当誓約書 (3) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下この表において同じ。)の長の証明書 (4) 法第3条第6号に掲げる人的資格不該当の医師の診断書 (5) 営業許可のある未成年者にあつては <ol style="list-style-type: none"> ア 法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)を記載した書面 イ 当該許可を受けていることを証する書面 <ol style="list-style-type: none"> 警備業の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものにあつては ア 被相続人の氏名及び住所並びに警備業の主たる営業所の所在地を記載した書面

		<p>イ 法定代理人に係る前記(1)から(4)までに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る2(1)から(3)までに掲げる書類）</p> <p>(6) 選任する教育責任者に係る次の書類</p> <p>ア 教育責任者資格者証の写し</p> <p>イ 誠実に業務を行う誓約書面</p> <p>ウ 前記(1)の書面</p> <p>エ 前記(3)の書面</p> <p>オ 前記(4)の書面</p> <p>カ 法第22条第4項各号に掲げる人的資格不該当誓約書面</p> <p>2 法人</p> <p>(1) 定款及び登記事項証明書</p> <p>(2) 役員に係る次の書類</p> <p>ア 前記1の(1)の書類</p> <p>イ 前記1の(3)の書面</p> <p>ウ 前記1の(4)の書面</p> <p>(3) 役員に係る法第3条第1号から第3号まで、第10号及び第11号に掲げる人的資格不該当誓約書面</p> <p>(4) 選任する教育責任者に係る前記1の(6)の書面</p>
第2 認定更新申請書 (規則第3条第1項)	<p>1 第1の同欄の1から10までに同じ。</p> <p>2 現に受けている認定について、認定をした公安委員会の名称及び認定の番号</p> <p>3 認定の有効期間の満了の日の30日前までに申請されているか。</p>	<p>1 個人</p> <p>第1の同欄の1に同じ。</p> <p>2 法人</p> <p>第1の同欄の2に同じ。</p>
第3 営業所設置等届出書(規則第11条第1項)	<p>1 法第9条に定める警備業者であるか。</p> <p>2 営業所又は警備業務を行おうとする場所(2以上あるときは、そのいずれか1の営業所所在地又は場所)が、管轄区域内に所在するか。</p>	<p>1 個人</p> <p>(1) 履歴書及び住民票の写し</p> <p>(2) 法第3条第1号から第8号まで及び第11号に掲げる人的資格不該当誓約書面</p> <p>(3) 設けようとする営業所及び本県区域内において行おうとする警備業務に係る営業所について、警備業務</p>

	<p>3 第1の同欄の2から3までに同じ(同号中申請を届出と読み替える。)</p> <p>4 営業所を設け、又は警備業務を行おうとする日の前日までに提出されたか。</p>	<p>の区分ごとに選任する教育責任者に係る次の書類</p> <p>ア 教育責任者資格者証の写し</p> <p>イ 誠実業務誓約書面</p> <p>ウ 履歴書及び住民票の写し</p> <p>エ 法第22条第4項各号に掲げる人的資格不該当誓約書面</p> <p>2 法人</p> <p>(1) 定款及び登記事項証明書</p> <p>(2) 役員に係る次の書類</p> <p>ア 履歴書及び住民票の写し</p> <p>イ 法第3条第1号から第8号まで、第10号及び第11号に掲げる人的資格不該当誓約書面</p> <p>(3) 前記1の(3)の書類</p>
<p>第4 廃止届出書(規則第15条第1項)</p>	<p>1 第1の同欄の1から3及び5から7並びに第3の同欄の1及び2に同じ。</p> <p>2 主たる営業所の名称及び所在地</p> <p>3 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号</p> <p>4 廃止等の種別</p> <p>5 廃止等の年月日</p> <p>6 廃止の事由</p> <p>7 警備業を廃止し、又は警備業務を行わないこととした日から10日以内に提出されたか。</p>	
<p>第5 変更届出書(規則第17条第1項、第21条第1項)</p>	<p>1 第1の同欄の1から7並びに第3の同欄の1及び2に同じ。</p> <p>2 主たる営業所の名称及び所在地</p> <p>3 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号</p> <p>4 変更事項の種別</p> <p>5 変更年月日</p> <p>6 変更事項の新旧</p> <p>7 変更の事由</p> <p>8 他の都道府県に係る</p>	<p>1 第1の同欄の1及び2の書類のうち当該変更事項に係る書類</p>

	<p>営業所ごとの名称、所在地並びに教育責任者の氏名及び住所</p> <p>9 変更の日から 10 日以内に提出されたか。</p>	
<p>第 6 死亡等届出書 (法第 12 条、本訓令第 27 条)</p>	<p>1 第 1 の同欄の 1 並びに第 3 の同欄の 1 及び 2 に同じ。</p> <p>2 届出年月日</p> <p>3 届出者の住所並びに氏名及び押印又は署名</p> <p>4 認定の番号、種別、通知を受けた者の住所及び氏名</p> <p>5 届出者と通知を受けた者との関係</p> <p>6 届出事由及び当該事由が生じた日</p> <p>7 死亡等の届出事由の発生の日から 10 日以内に提出されたか。</p>	
<p>第 7 服装届出書(規則第 28 条第 1 項)</p>	<p>1 第 1 の同欄の 1、2 及び 4 から 7 に同じ。</p> <p>2 第 3 の同欄の 1 及び 2 に同じ。</p> <p>3 主たる営業所の名称及び所在地</p> <p>4 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号</p> <p>5 服装の色、型式及び標章の位置、型式並びに当該服装を用いて行う警備業務の内容</p> <p>6 警備業務の開始の前日までに提出されたか。</p>	<p>1 服装の種類ごとに、当該服装を用いた警備員の正面及び側面の全身の縦の長さ 12 センチメートル、横の長さ 8 センチメートルの写真(無背景で色彩を識別できるものに限る。)各 1 枚</p>
<p>第 8 服装に係る変更届出書(規則第 32 条第 1 項)</p>	<p>1 第 5 の同欄同じ。</p> <p>2 変更に係る服装の使用開始の前日までに提出されたか。</p>	<p>1 変更に係る第 7 の同欄の 1 の写真</p>
<p>第 9 護身用具届出書(規則第 28 条第 1 項)</p>	<p>1 第 1 の同欄の 1、2 及び 4 から 7 まで並びに第 3 の同欄の 1 及び 2 に同</p>	<p>1 護身用具の種類ごとに当該護身用具の縦の長さ 12 センチメートル、横の長さ 8 センチメートルの写真(色彩</p>

	<p>じ。</p> <p>2 主たる営業所の名称及び所在地</p> <p>3 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号</p> <p>4 護身用具の種類、規格、機能、使用基準及び当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容</p> <p>5 警備業務開始の日の前日までに提出されたか。</p>	を識別できるものに限る。)1枚
第10 護身用具に係る変更届出書(規則第32条第1項)	<p>1 第9の同欄に同じ。</p> <p>2 変更に係る護身用具の使用開始の前日までに提出されたか。</p>	1 変更に係る第9の同欄の1の写真を
第11 警備員指導教育責任者資格者証交付申請書(規則第42条第1項)	<p>1 申請者は、管轄区域内に居住するか。</p> <p>2 第1の同欄の2から6まで及び10に同じ。</p> <p>3 氏名、生年月日、住所、本籍</p> <p>4 講習を行った公安委員会の名称、期間及び警備業務の区分</p>	<p>1 教育責任者講習修了証明書又は講習規則第8条各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書面</p> <p>2 履歴書及び住民票の写し</p> <p>3 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書</p> <p>4 法第3条第5号に掲げる人的資格不該当の医師の診断書</p> <p>5 法第22条第4項各号に掲げる人的資格不該当誓約書面</p>
第12 警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書(規則第43条第1項)	<p>1 申請者は、管轄区域内に居住し、かつ、本県公安委員会から資格者証の交付を受けているものであるか。</p> <p>2 第11の同欄の2から4までに同じ。</p> <p>3 資格者証の番号</p> <p>4 書換を申請する事由</p>	1 資格者証
第13 警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書(規則第43条第	<p>1 第12の同欄の1から3までに同じ。</p> <p>2 再交付を申請する事</p>	

3項)	由	
第14 警備員指導教育責任者に係る適格者の認定申請書(本訓令第11条第1項)	1 第11の同欄に同じ。 2 職業(職名及び地位) 3 認定を受けようとする事由	1 警備業説明会参加証明書又は事業者の適格者であることを証明する就業証明書
第15 警備員指導教育責任者に係る兼任承認申請書(本訓令第12条第1項)	1 第1の同欄の2に同じ。 2 第3の同欄の1及び2並びに第5の同欄の1に同じ。 3 申請に係る氏名又は名称 4 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号 5 兼任させる営業所の名称、所在地及び所属警備員数 6 兼任させる教育責任者の住所氏名及び専任する営業所の名称及び所在地 7 兼任する営業所と兼任する営業所の距離 8 兼任勤務の方法 9 兼任の理由	
第16 機械警備業務開始届(規則第53条第1項)	1 第1の同欄の2及び4から7までに同じ。 2 第3の同欄の1及び2並びに第5の同欄の1に同じ。 3 法人にあつては代表者氏名 4 主たる営業者の名称及び所在地 5 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号 6 基地局の名称、所在地並びに業務管理者の氏名及び住所 7 待機所の名称、所在地及び警備業務対象施設の所在する市町村の名称	1 基地局について専任する業務管理者に係る次の書類 (1) 業務管理者資格者証の写し (2) 誠実業務誓約書面 (3) 履歴書及び住民票の写し (4) 法第22条第4項各号に掲げる人的資格不該当誓約書面 2 本県区域内に所在する基地局について選任する業務管理者に係る次の書類 (1) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

	8 機械警備業務の開始の日の前日までに提出されたか。	(2) 法第3条第5項に掲げる人的資格不該当の医師の診断書
第17 機械警備業務に係る廃止届出書(規則第56条第1項)	1 第4の同欄の1から7までに同じ。 2 廃止等の事由の発生の日から10日以内に提出されたか。	
第18 機械警備業務に係る変更届出書(規則第56条第1項)	1 第5の同欄の1から9までに同じ。 2 変更等の事由の発生の日から10日以内に提出されたか。	1 第16の同欄の1及び2の書類のうち当該変更事項に係る書類
第19 即応体制基準に係る確認措置認定申請書(本訓令第13条第1項)	1 第1の同欄の2に同じ。 2 第3の同欄の2並びに第5の同欄の1に同じ。 3 警備業務対象施設の名称及び所在地 4 管理者等の住居及び氏名 5 管理者等との連絡方法 6 申請の理由	1 警備業務対象施設及び管理者住居の付近見取図
第20 機械警備業務管理者資格者証交付申請書(規則第63条)	1 第11の同欄に同じ。	1 業務管理者講習修了証明書又は講習規則第9条各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書面 2 第11の同欄の2から5に同じ。
第21 機械警備業務管理者資格者証再交付申請書(規則第63条)	1 第12の同欄に同じ。	
第22 機械警備業務管理者資格者証書換申請書(規則第63条)	1 第13の同欄に同じ。	1 資格者証
第23 機械警備業務管理者に係る適格者の認定申請書(本訓令第11条第1項)	1 第14の同欄に同じ。	1 警備業説明会参加証明書又は事業者の適格者であることを証明する就業証明書
第24 警備員指導教育責任者講習受講申込書	1 第1の同欄の2に同じ。	1 6か月以内に撮影した無帽無背景の顔写真(申込書貼付)

<p>(講習規則第4条)、機械警備業務管理者講習受講申込書(講習規則第13条)</p>	<p>2 不要文字は、横線で消されているか。 3 受講申込年月日並びに氏名及び押印又は氏名 4 申込人の氏名、住所、本籍及び生年月日 5 受講希望年月日 6 第1の同欄の10に同じ。</p>	
<p>第25 警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書、(講習規則第7条第2項)機械警備業務管理者講習修了証明書再交付申請書(講習規則第12条第2項)</p>	<p>1 第1の同欄の2に同じ。 2 不要文字は、横線で消されているか。 3 申請年月日並びに氏名及び押印又は署名 4 申請人の氏名、住所、本籍及び生年月日 5 受講希望年月日 6 再交付申請の事由</p>	
<p>第26 検定申請書(検定規則第9条)</p>	<p>1 第1の同欄の2に同じ。 2 受講申込年月日、住所並びに氏名及び押印又は署名 3 検定の業種別及び級別の記載 4 検定規則第9条に掲げる書面及び写真は、全て具備されているか。 5 検定規則第5条第1項に該当する者は、該当者であることを証明することができる書面 6 1級の検定申請者にあつては、2級合格時の公安委員会名及び合格年月日、また検定規則第8条第2号の該当者にあつては、該当者であることを疎明することができる書面 7 第1の同欄の10に同</p>	<p>1 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面 2 県外に住所を有する者で、県内の営業所に勤務する警備員にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面 3 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの2葉 4 1級の検定を受けようとする者にあつては、検定規則第8条第1号又は第2号に該当することを疎明する書面</p>

	じ。	
第 27 成績証明書の書換え及び再交付申請書(検定規則第 12 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 1 の同欄の 2 に同じ。 2 証明年月日並びに氏名及び押印又は署名 3 申請人の氏名、住所、本籍及び生年月日 4 書換え及び再交付申請の事由 	
第 28 合格証明書交付申請書(検定規則第 14 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者は、管轄区域内に居住するか。 2 第 1 の同欄の 2 及び 4 から 6 まで及び 10 に同じ。 3 氏名、生年月日、住所、本籍 	<ol style="list-style-type: none"> 1 履歴書及び住民票の写し 2 成績証明書又は法第 17 条第 13 号の講習会修了証明書 3 県外に住所を有する者で、県内の営業所に勤務する警備員にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面 4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 5 法第 3 条第 6 号及び第 7 号に掲げる人的資格不該当の医師の診断書 6 法第 22 条第 7 項第 2 号又は第 3 号に掲げる人的資格不該当誓約書面 7 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの 1 葉
第 29 合格証明書書換え申請書(検定規則第 15 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 12 の同欄に同じ。 2 書換を申請する事由 	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写し 2 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの 1 葉
第 30 合格証明書再交付申請書(検定規則第 15 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 13 の同欄に同じ。 2 再交付を申請する事由 	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの 1 葉

別表第3(第5条関係)

申請事項等調査基準

申請事項等	調査事項
第1 認定申請	1 申請事項の内容及び添付書類は適切であるか。 2 申請者は、法第3条各号に該当するものでないか。(法人にあっては、その役員のうち同法第3条第1号から第8号まで及び第11号のいずれかに該当するものでないか。) 3 選任する教育責任者は、法第22条第4項各号に掲げるいずれかに該当するものでないか。
第2 営業所設置等届出及び変更届出	1 届出事項の内容及び添付書類は適正であるか。 2 選任する教育責任者は、法第22条第4項各号に掲げるいずれかに該当するものでないか。
第3 服装届出及び変更届出	1 届出事項の内容及び添付書類は適正であるか。 2 警察官及び海上保安官の制服と色、型式又は標章により明確に識別できるものであるか。
第4 護身用具届出及び変更届	1 届出事項の内容及び添付書類は適正であるか。 2 警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則(平成15年6月鳥取県公安委員会規則第7号)第2条、第3条、第4条及び第5条に該当するものでないか。
第5 教育責任者及び管理責任者の資格者証の交付申請	1 届出事項の内容及び添付書類は適正であるか。 2 申請者は、教育責任者又は業務管理者講習修了証明書の交付を受け若しくは講習規則第8条各号又は第14条各号に掲げるいずれかに該当するものであるか。 3 法第22条第4項各号に掲げるいずれかに該当するものでないか。 4 誠実に業務を行うものであるか。
第6 警備員指導教育責任者に係る兼任承認申請	1 届出事項の内容及び添付書類は適正であるか。 2 兼任される営業所に所属する警備員数は5人以下であるか。 3 教育責任者の兼任が可能であるか。
第7 機械警備業務開始届出	1 届出事項の内容及び添付書類は適正であるか。 2 選任する業務管理者は、法第22条第4項各号に該当するものでないか。 3 選任する業務管理者は、誠実に業務を行うものであるか。
第8 機械警備業務に係る変更	1 届出事項の内容及び添付書類は適正であるか。 2 選任する業務管理者は、法第22条第4項各号に該当するものでないか。 3 選任する業務管理者は、誠実に業務を行うものであるか。
第9 即応体制基準に係る確認措	1 申請事項の内容は適正であるか。 2 警備員の派遣以外の方法によって、自ら事実の確認等必要な措置

置認定申請	を講ずることができるか。
第 10 検定申請	1 申請事項の内容及び添付書類は適正であるか。
第 11 合格証明書 の交付申請	1 申請事項の内容及び添付書類は適正であるか。 2 検定規則第 5 条第 1 項の規定により学科試験及び実技試験の免除を受けようとする者にあつては、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会を受け、その課程を修了した者であることを証明する書面の添付があるか。 3 1 級検定申請者にあつては、2 級検定合格後同種別業務に従事した期間が 1 年以上経過していることを証明する書面又は、検定規則第 8 条第 2 号の該当者であることを証明することができる書面の添付があるか。

別表第 4(第 5 条関係)

申請事項等処理要領

申請事項等	調査事項
第 1 認定申請、認定更新申請	<p>1 署長から申請書等の受理年月日及び受理番号の照会を受けたとき又は申請書等の送達を受けたときは、受理番号簿又は当該警備業者及び資格者(適格者)ごとの警備業者台帳の受理番号簿用紙に受理年月日及び受理番号その他必要事項を記入する。</p> <p>2 別表第 3 調査基準第 1 の調査事項を具備するか調査する。</p> <p>3 申請者につき、営業の停止等行政処分について調査する。</p> <p>4 調査の結果、支障がないと認めるときは、次により処理する。</p> <p>(1) 決裁文書に代行処理年月日及び認定通知年月日を記載する。</p> <p>(2) 警備業者台帳及び警備業者ごとの申請書等の簿冊を作成する。</p> <p>(3) 申請者に対し、所轄署長を通じて、法第 3 条各号のいずれにも該当しない旨の通知をする。</p> <p>(4) 警備業認定届出台帳に必要事項を記載した上、署長を経由して申請者に認定及び更新の旨を通知する。</p> <p>5 調査の結果、法第 3 条各号のいずれかに該当し、認定又は更新しないときは、次により処理する。</p> <p>(1) 決裁文書に代行処理年月日及び不認定、不更新通知書交付年月日を記載する。</p> <p>(2) 不認定、不更新通知書を作成し、署長を経由して申請</p>

	<p>者に同通知書を交付する。</p> <p>6 認定又は更新しないときは、営業所警備業務を行う地域、基地局及び警備業務対象施設の所在地の所轄署長に、必要事項を通報する。</p>
第2 営業所設置等届出、機械警備業務開始届届出	<p>1 第1の1、2及び6に準じて処理する。</p> <p>2 警備業者台帳に必要事項を記載し、申請書等に代行処理年月日及び手入済の旨を表示して、警備業者ごとの簿冊に編てつする。</p>
第3 服装届出、護身用具届出及び変更届出	<p>1 第1の1、2及び6に準じて処理する。</p> <p>2 警備業者台帳に必要事項を記載し、申請書等に代行処理年月日及び手入済の旨を表示して、警備業者ごとの簿冊に編てつする。</p>
第4 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者資格者証交付申請、再交付申請、書換え申請	<p>1 第1の1から3に準じて処理する。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次により処理する。</p> <p>(1) 決裁文書に代行処理年月日を記載し、教育責任者及び管理責任者ごとの簿冊に編てつする。</p> <p>(2) 警備員指導教育責任者、機械警備業務管理者資格者(適格者)証交付台帳及び警備員指導教育責任者、機械警備業務管理者資格者(適格者)台帳に必要事項を記載したうえ、認定証を作成し、署長に送付して、申請者に交付する。</p> <p>3 資格者証を交付しないときは、次により処理する。</p> <p>(1) 決裁文書に代行処理年月日及び申請者通知年月日を記載する。</p> <p>(2) 署長にその旨通報して、申請者に通知する。</p> <p>(3) 申請者等は、暦年一括して編てつする。</p>
第5 警備員教育責任者に係る兼任承認申請	<p>1 第1の1、2及び6に準じて処理する。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次により処理する。</p> <p>(1) 決裁文書に代行処理年月日及び承認通知年月日を記入する。</p> <p>(2) 兼任承認書交付台帳に必要事項を記載した上承認書を作成し、署長を経由して申請者に交付する。</p> <p>(3) 警備業者台帳に必要事項を記載した上、申請者は警備業者ごとの簿冊に編てつする。</p>
第6 即応体制基準に係る確認措置認定申請	<p>1 第5に準じて処理する。</p>
第7 返納届出	<p>1 教育責任者及び業務管理者資格者(適格者)証を確認し、他公安委員会に係るものは、本部生活安全企画課に送付し、それ以外のものは消却する。</p>

	2 警備業台帳及び教育責任者、業務管理者(適格者)台帳に必要事項を記載し、削除又は警備業者ごとの台帳に編てつする。
第8 検定申請	1 第1の1に準じて処理する。 2 調査の結果、支障がないと認めるときは、受験票を作成し検定申請者に交付する。
第9 合格証明書交付申請、書換申請、再交付申請	1 第1の1に準じて処理する。 2 別表3の第10条の調査事項を具備しているか。 3 検定合格者に対しては、次により処理する。 ア 検定合格者台帳へ業種別に記載する。 イ 検定合格者の成績証明書を作成し、署長に送付して、申請者に交付する。 ウ 合格証明書を作成し、署長に送付して、申請者に交付する。 エ 検定不合格者に対しては、成績証明書不交付通知書を作成し、署長に送付して、申請者に交付する。 4 書換え、再交付とも、当公安委員会が交付していることを確認の上、3(2)の処理をする。

別表第5(第6条関係)

受理番号付し方要領

- 1 受理番号簿(様式第30号)は、3の表中認定申請書、営業所設置等届出書、警備員指導教育責任者資格者証交付申請書、警備員指導教育責任者に係る適格者の認定申請書、機械警備業務開始届出書、機械警備業務管理者資格者証交付申請書及び機械警備業務管理者に係る適格者の認定申請書については、それぞれ簿冊用紙を区分して作成する。その他の申請書等については、成績証明書交付台帳(様式第27号)、警備業者台帳(様式第28号)、警備員指導教育責任者機械警備業務管理者資格者(適格者)台帳(様式第29号)及び検定合格者台帳(様式第31号)(以下「台帳」という。)の当該警備業者、検定合格者及び資格者(適格者)ごとに、同台帳用紙の補助紙によるものとする。
- 2 受理番号は、受理番号簿又は台帳の台帳用紙の補助紙に記載するものとする。
- 3 受理番号は、次表によって付するものとする。

申請書等	区分	受理番号			備考
		A	B	C	
1 認定申請書	署コード番号	申請順序による一連番号			1 A、B欄番号を一線で結ぶ。以下同じ。
2 認定更新申請書	〃	認定の番号	更警備業者ごと	1 C欄番号の前に更の	

				に申請順序による一連番号	文字を付す。 2 B、C欄番号を一線で結ぶ。
3	他県公安委員会認定に係る営業所設置等届出書	〃	0	届出順序による一連番号	1 B欄番号の前に0の数字を付す。
4	廃止等届出書 変更届出書	本県	〃	認定の番号	警備業者ごとに届出順序による一連番号
		他県	〃		3番の受理番号
5	服装届出書	本県	署コード番号	認定の番号 a	
		他県	〃	3番の受理番号 a	
6	服装に係る変更届	本県	署コード番号	認定の番号 a	警備業者ごとに届出順序による一連番号
		他県	〃	3番の受理番号 a	〃
7	護身用具届出書	本県	署コード番号	認定の番号 b	
		他県	〃	3番の受理番号 b	
8	護身用具に係る変更届出書	本県	署コード番号	認定の番号 b	警備業者ごとに届出順序による一連番号
		他県	〃	3番の受理番号 b	〃
9	警備員指導教育責任者資格者証交付申請書	署コード番号	責	申請順序による一連番号	1 B欄番号の前に、責の文字を付す。以下同じ。
10	警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書	〃	責	資格者証番号	資格者ごとに再交付申請順序による一連番号 1 C欄番号の前に再の文字を付す。
11	警備員指導教育責任者資格者証書換	〃	書	資格者証番号	資格者ごとに再交付申請順序による一連番号 1 C欄番号の前に書の文字を付す。

	え申請書				序による一連番号	
1 2	警備員指導教育責任者に係る適格者の認定申請	署コード番号	適責	申請順序による一連番号		1 B欄番号の前に、適責の文字を付す。
1 3	警備員指導教育責任者に係る兼任承認申請書	本県	〃	認定の番号	兼 警備業者ごとに承認申請順序による一連番号	1 C欄番号の前に、兼の文字を付す。以下同じ。
		他県	〃	3番の受理番号	兼 〃	〃
1 4	機械警備業務開始届出書	本県	署コード番号	A 届出順序による一連番号	(認定の番号)	1 B欄番号の前に、Aの文字を付す。以下同じ。 2 C欄番号は、()を付し、B、C欄は一線で結ばないでB欄の後に記載する。
		他県	〃		(3番のB欄番号)	〃
1 5	機械警備業務に係る廃止届出書、変更届出書	本県	〃	14番のB欄番号	警備業者ごとに届出順序による一連番号	1 A、B、C欄を一線で結ぶ。以下同じ。
		他県	〃		〃	
1 6	即応体制基準に係る確認措置認定申請書	本県	〃	〃	警備業者ごとに申請順序による一連番号	
		他県	〃		〃	
1 7	機械警備業務管理者資格者証交付申請書	書コード番号		申請順序による一連番号		1 B欄番号の前に、管の文字を付す。以下同じ。
1 8	機械警備業務管理者資格者証再交付申請書	〃	管	資格者証番号	再 資格者ごとに再交付申請順序による一連番号	1 C欄の番号の前に、再の文字を付す。
1 9	機械警備業務管理者資格者証書換申請書	〃	管	資格者証番号	書 資格者ごとに書換え申請順序による一連番号	1 C欄の番号の前に、書の文字を付す。

20	機械警備業務管理者に係る適格者の認定申請書	署コード番号	適管	申請順序による一連番号		1 B欄の番号の前に、適管の文字を付す。
21	警備員指導教育責任者講習受講申請書	〃	責	申込順序による一連番号		1 B欄の番号の前に、責の文字を付す。
22	警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書	〃	責	修了証明書番号	講習修了者ごとに再交付申請順序による一連番号	1 B欄番号の前に、責の文字、C欄番号の前に再の文字を付す。
23	機械警備業務管理者講習受講申請書	署コード番号	管	申込順序による一連番号		1 B欄の番号の前に、責の文字を付す。
24	機械警備業務管理者講習修了証明書再交付申請書	〃	管	修了証明書番号	講習修了者ごとに再交付申請順序による一連番号	1 B欄番号の前に、管の文字、C欄番号の前に再の文字を付す。
25	検定申請書	署コード番号		2級、1級の後に次の業種別を付す。 空港は 空 施設は 施 雑踏は 雑 交通は 交 核燃は 核 貴重品は 貴と1字を付す。	申請順序による一連番号	
26	成績証明書書換え申請書	〃	成	成績証明書番号	資格者ごとに書換え申請順序による一連番号	1 C欄番号の前に書の文字を付す。
27	成績証明書再交付申請書	〃	成	成績証明書番号	資格者ごとに書換え申請順序による一連番号	1 C欄番号の前に再の文字を付す。
28	合格証明書交付申請書	署コード番号		2級、1級の後に27B欄の業種別を付け、一連番号を付す。	申請順序による一連番号	
29	合格証明書書換え申請書	署コード番号		2級、1級の後に27B欄の業種を付け、その次に合格証番号を付す。	申請順序による一連番号	1 C欄番号の前に書の文字を付す。

30	合格証明書再交付申請書	署コード番号	31B 欄に同じ。	再申請順序による一連番号	1 C 欄番号の前に再の文字を付す。
----	-------------	--------	-----------	--------------	--------------------

別表第 6(第 7 条関係)

資格者証等及び認定、更新通知書作成要領

- 1 生活安全企画課長が作成する教育責任者資格者(適格者)証、業務管理者資格者(適格者)証、兼任承認書、確認措置認定書、成績証明書、合格証明書及び講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)並びに認定、更新通知書の番号は、生活安全企画課備付けの台帳による一連番号とするものとする。
- 2 他の都道府県公安委員会から認定の通知を受けた者で、主たる営業所を本県内に移転した後における最初の更新申請においては、前記 1 によって新たな認定の番号を付するものとする。
- 3 資格者証等の再交付及び書換え並びに認定及び更新のときの資格者証等及び認定、更新通知書の番号は、元の番号とする。
- 4 新規資格者証等及び認定、更新通知書の交付年月日は、申請者に交付できる日を予定して記載するものとする。
- 5 外国人で日本名を有する者については、日本名こと外国名の例により記載する。
- 6 資格者証等の不要文字は、2 本線をもって削除する。
- 7 資格者証等の新規交付、再交付及び書換えは、新規資格者証等を作成するものとする。

様式第 1 号(第 2 条関係)

代行事務処理報告書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

受験票不交付通知書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

資格者証等送付書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

受領書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

(認定／更新) 通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 10 条関係)

(不認定／不更新)通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

合格証明書返納命令書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 11 条関係)

(警備員指導教育責任者／機械警備業務管理者)に係る適格者の認定申請書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 11 条関係)

(警備員指導教育責任者／機械警備業務管理者)に係る適格者の認定証

[別紙参照]

様式第 10 号(第 12 条関係)

兼任承認申請書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 12 条関係)

兼任承認書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 12 条関係)

兼任(不承認／取消し)通知書

[別紙参照]

様式第 13 号(第 13 条関係)

確認措置認定申請書

[別紙参照]

様式第 14 号(第 13 条関係)

確認措置(認定／不認定／認定取消し)通知書

[別紙参照]

様式第 15 号(第 15 条関係)

通知書

[別紙参照]

様式第 16 号(第 17 条関係)

講習講師指定書

[別紙参照]

様式第 17 号(第 17 条関係)

講習講師指定書

[別紙参照]

様式第 18 号(第 22 条関係)

検定実技試験員指定書

[別紙参照]

様式第 19 号(第 22 条関係)

検定実技試験員指定書

[別紙参照]

様式第 20 号(第 23 条関係)

成績証明書不交付通知書

[別紙参照]

様式第 21 号(第 23 条関係)

合格証明書不交付通知書

[別紙参照]

様式第 22 号(第 24 条関係)

警備業認定届出台帳

[別紙参照]

様式第 23 号(第 24 条関係)

(警備員指導教育責任者／機械警備業務管理者)資格者(適格者)証交付台帳

[別紙参照]

様式第 24 号(第 24 条関係)

兼任承認書交付台帳

[別紙参照]

様式第 25 号(第 24 条関係)

確認措置認定書交付台帳

[別紙参照]

様式第 26 号(第 24 条関係)

(指導教育責任者／機械警備業務管理者)講習修了証明書交付台帳

[別紙参照]

様式第 27 号(第 24 条関係)

成績証明書交付台帳

[別紙参照]

様式第 28 号(第 24 条関係)

警備業者台帳

[別紙参照]

様式第 29 号(第 24 条関係)

(警備員指導教育責任者／機械警備業務管理者)資格者(適格者)台帳

[別紙参照]

様式第 30 号(第 24 条関係)

受理番号簿

[別紙参照]

様式第 31 号(第 24 条関係)

検定合格者台帳

[別紙参照]

様式第 32 号(第 24 条関係)

講習講師指定台帳

[別紙参照]

様式第 33 号(第 24 条関係)

検定実技試験員指定台帳

[別紙参照]

様式第 34 号(第 24 条関係)

身分証明書交付台帳

[別紙参照]

様式第 35 号(第 25 条関係)

警備業関係手数料納付書

[別紙参照]

様式第 36 号(第 27 条関係)

死亡等届出書

[別紙参照]